

かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）恐竜キッチンカーまつり出店募集要項

（１）目的

公園利用者に対するサービスの向上と、更なるにぎわいの向上を目的とする。

（２）出店概要

勝山市都市公園条例および、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）における行商行為等の許可に関する要綱に基づき、移動販売（キッチンカー）の出店を行う。	
①出店場所	かつやま恐竜の森チャマゴン広場
②出店形態	キッチンカー（移動販売車）
③出店台数	1日最大10台
④出店日時	利用可能時間 9：00～17：00
	※準備は8：30から可能とし、18：00までに撤収を完了すること。
	※気象ほか公園内でのイベント等により変更となる場合あり。
	開催日は別紙参照
⑤出店日数	下記条件を踏まえ出店スケジュール内での複数日の申し込みを可能とする。 ・ <u>連続して4日以内</u> ・1ヶ月で延べ10日以内
⑥販売物品	飲食物（アルコール類の販売は不可） ※食品衛生法第52条第1項（昭和22年法律第233号）の規定に基づき許可を得るとともに、その許可された品目のみとする。
⑦利用料金	1日1台につき2,000円 ※月末締め、翌月請求・振込または現金支払い 別途、清掃協力金1日1店舗1,000円。

（３）応募者の要件

<p>応募者は、次に掲げる①から⑦の要件を満たすこと。</p> <p>① 食品衛生法（令和3年6月1日改正）の規定に基づき移動販売車による食品営業の許可を有すること。</p> <p>② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。</p> <p>普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。</p> <p>一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者</p>
--

- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項1号の処分を受けている、又は過去に受けたことのある団体及びその代表者、構成員などでないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てを行っていないものであること。
- 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる
- ⑤納税に滞納がないこと。
- ⑥ 使用するキッチンカーは、出店者が所有権を有していること。
（レンタカー不可。ただし、法人が使用者・名義の場合、雇用関係が証明できる場合は、この限りでない。）
- ⑦ その他、市が必要とする要件を有していること。

（４）出店等利用実施の注意事項

【搬入・搬出】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8：30から可能とし、18：00までに撤収を完了すること。 ※気象ほか公園内でのイベント等により変更となる場合あり。
【車両の駐車 ・ 乗り入れ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平、高さ調節する場合は、機材等を各自で準備し、行うこと。 ・ 従業員の方や牽引車の駐車場への駐車は原則として1台。 （搬入・搬出時除く） <p>※来園者の駐車場確保のため、乗り合わせなどご協力を。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来園者に十分注意し、安全に配慮すること。 <p>事故などについて、公園管理者は一切の責任を負わない。</p>
【物の設置】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板などを設置するときは、おもり等で転倒防止、強風対策をすること。 ・ 芝保護のため、板等の上に発電機を設置すること。 ・ 看板などの設置は、区画内で行うこと。区画外の物の設置はできない。 ・ 建物施設、柵や樹木などに看板などの設置、取り付けはできない。 ・ 設置物などで床面の損壊、破損、汚損をしないように必要な養生をすること。 ・ 出店許可とは関係ない品物の販売、内容の旗や看板などの広告等は行わないこと。
【清 掃】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店者はお客様用ごみ箱を設置し、排出するごみは適切に処分するとともに、出店場所周辺の衛生面に配慮し、常に公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。 ・ ごみは、公園指定のごみ置き場に置いていくことができる。 ・ 営業終了後の清掃は出店者の責任において行うこと。

【食品の取り扱い】	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール類の販売はできません。 ・ 出店に際して、営業・販売等に必要な許可証の写しを見える場所に掲示すること。 ・ <u>廃油その他は持ち帰るとし、排水溝、側溝、トイレなどに絶対に流さない。</u>
【原状回復】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園内の諸施設に損傷を与えないように配慮すること。 ・ 損傷等が発生した場合は、出店者の責任において復旧すること。
【出店中止等】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象条件により中止の場合あり。 ・ 災害、新型コロナウイルス感染症の感染状況などにより、出店中止の必要があると認められる場合は、既に出店の許可を行っている場合においても許可を取り消すことがある。
【振替措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天候等の都合により出店ができず、指定管理者がやむを得ないと判断した場合で台数に空きがある場合は日程の変更を可能とする。 ・ 出店者の責による中止に際しての損害は補償しない。
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法、勝山市都市公園条例、勝山市都市公園条例施行規則、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）における行商行為等の許可に関する要綱、その他関係法令を遵守すること。 ・ 一般公園利用者に配慮して出店すること。 ・ 事故等がないよう十分注意すること。事故等が発生した場合は、出店者が責務を負うこととし、公園指定管理者に速やかに報告すること。 ・ 音響設備は最低限とすること。 ・ <u>公園内の電気・水道の利用はできない。</u> ・ 申請に虚偽が発覚した場合や許可条件を守らない場合は、公園内行為の許可を取り消すことができる。 ・ 衛生管理を徹底し、食品の品質を確保すること。 ・ 感染症の感染防止に努め、公園利用者への感染拡大に十分な対策を行うこと。 ・ 出店に関する費用は、すべて出店者の負担とすること ・ <u>食品賠償保険等に加入していること。</u> ・ その他、勝山市が必要とする要件を有すること。 ・ 営業終了後には、今後の参考のために日ごとの売上報告を行って頂く場合がある。書式は問わない。 ・ 喫煙(電子タバコも含む)は、喫煙所でのみ可能。 携帯灰皿などを使用しての喫煙不可。 ・ 飲酒禁止。

(6) 公募

- ・提出資料 (都市公園使用許可申請書以外は、1年に1回提出で可)
(都市公園使用許可申請書は、月に1回提出必要)

- 出店申請書
- 納税証明書
- 食品賠償保険加入 (写)
- 保健所の営業許可書 (写)
- 都市公園使用許可申請書 **※月に1回提出**
- 誓約書

- ・提出者 1台のキッチンカーで1回の申請とする。
- ・提出方法 (下記のうちどれか)
 - ① 公園管理事務所へ持参
 - ② E-mail (info@kyoryunomori.net)
 - ③ FAX (0779-64-5020)

※空きがあれば前日まで申し込み可

(8) 選定方法

申込順とし、先着順とする。

(8) 利用料・清掃協力金の支払い方法

月末締めをして請求書送付後、振込みまたは、公園管理事務所にて支払い

【お問い合わせ先】 0779-88-8777 または info@kyoryunomori.net

担当：但川、松原、片粕、

【申込から利用までの流れ】

- | | |
|-----------|---|
| ① 申込 (予約) | 必要提出書類をメール、FAX、または、公園管理事務所まで提出 |
| ↓ | ※都市公園許可申請書は月に一回提出 (その他の書類は年に一回) |
| ↓ | ※公園管理事務所にて書類お渡しも可能 |
| ② 許可書送付 | NPOから許可書を送付して、申込予約完了 |
| ↓ | |
| ③ 利用当日 | 搬入・準備作業は午前8時30分より可能 |
| ↓ | |
| ④ 月末締め清算 | 月末締めにて請求書をメールにて送付後、利用料・清掃協力金をお支払い
支払いは、振込または、公園管理事務所にて |